

長野県環境審議会議事録

日 時：令和3年1月20日（水）

午後1時30分から午後2時38分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、大和田順子委員、
加々美貴代委員、金子ゆかり委員、北島直樹委員、小林泰委員、
手塚優子委員、林和弘委員、宮下克彦委員、宮原則子委員、
向田満特別委員代理、畑茂樹特別委員、間宮敏博特別委員代理

以上 15 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和3年1月20日(水)
午後1時30分～午後2時38分
場所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第4回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症陽性者数の増加に伴う感染拡大防止の観点から、多くの委員の皆様にはWEBでの参加をお願いしております。</p> <p>また、県庁にご出席いただいた皆様にはマスクの着用等のご協力をお願いしております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告します。都合によりまして、太田委員、福江委員、藤巻委員の3名から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者15名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、出欠名簿、配席図について、太田委員の欠席連絡が直前でありましたので修正が間に合いませんでした。ご容赦願います。それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>長野県環境部長の猿田でございます。皆様には、平素より長野県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は令和2年度第4回長野県環境審議会に、ご多用の中、ご出席を賜り、感謝申し上げます。本日の議題は2点ございますが、その前に昨今の状況についてお話し申し上げます。</p> <p>菅首相のカーボンニュートラルの宣言を受けまして、コロナ禍ではありますが、報道されない日がないほど産業界を中心に地球温暖化への関心が高まっているところです。本県といたしましては、前回11月17日に開催した本審議会にて長野県ゼロカーボン戦略の策定について再諮問させていただきましたが、12月22日の地球温暖化対策専門委員会において議論を始めていただいているところがございます。県当局としましても、11月27日に、知事を本部長とする長野県ゼロカーボン戦略推進本部を設置し、特に、ゼロカーボンを目指す上でポイントとなります6つの分野、交通、建</p>

物、産業、再エネ、学び、そして吸収・適応について、それぞれ作業部会を設け、検討を進めており、来年度当初予算に効果的な対策を打ち出せるよう鋭意進めているところでございます。

本日の審議事項の議題の1点目は、長野県廃棄物処理計画（第5期）について答申案をご審議いただきます。本審議会に7月に諮問し、前回の審議会において中間報告についてご議論していただきました。これまで5回の廃棄物専門委員会においてご検討いただき、パブリックコメントを踏まえ、答申案としてまとめさせていただいております。審議事項の2点目では、南相木村長より指定申出のありました地域を水資源保全地域として指定することについて、諮問させていただくものでございます。委員の皆様には、幅広い観点から、更には専門的な観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお届けしました資料は、次第、出欠名簿、配席図、会議事項の資料1から資料3です。また、机上配布及びメールによりお配りしたものが、審議事項イの諮問文の写しでございます。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定について」及び「水資源保全地域の指定について」の2件、報告事項といたしまして、「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」が1件でございます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様、WEBでの参加で不慣れな点もあるかと思いますがご協力をお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。

1件目は審議事項アの「長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定について」でございます。

11月の第3回審議会の中間報告の後、パブリックコメントをいただき、廃棄物専門委員会を経て答申案が示されています。本日は廃棄物専門委員会の高木委員長にご出席いただいております。まずは委員長からご報告いただき、その後幹事からご説明させていただきます。それではお願いします。

高木委員長

廃棄物専門委員会の委員長を務めております高木です。
本件については、昨年 11 月 17 日の本審議会において中間報告をさせていただきました。
本日は、その後のパブリックコメント等への対応、廃棄物処理計画（第 5 期）答申案についてご説明します。
はじめに資料 1-1 をご覧ください。
中間報告以後の専門委員会における審議の状況について申し上げます。
11 月 17 日の中間報告後、1 月 12 日に第 5 回目の専門委員会を開催しました。
この専門委員会では、審議会での中間報告時にいただいたご意見や、その後のパブリックコメント・市町村への意見照会で寄せられたご意見に対する対応について検討したほか、計画案全体を審議し、専門委員会として最終報告となる答申案をまとめさせていただきました。
3 ページをご覧ください。
審議会での中間報告時にいただいたご意見と対応につきまして、まとめさせていただきました。
続いて 5 ページをご覧ください。
パブリックコメントにつきましては、11 月 18 日から 12 月 17 日まで実施し、3 個人から 7 件のご意見が寄せられました。
続いて 8 ページをご覧ください。
市町村意見照会につきましては、11 月 18 日から 12 月 4 日まで実施し、2 市から 23 件のご意見が寄せられました。
これらの対応状況につきましては、この後、幹事の資源循環推進課長からご説明します。
続いて資料 1-2 をご覧ください。
第 5 期計画の概要についてご説明します。
まず、取組目標は『「つくる責任 つかう責任」を意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式へ～』と、SDGs の目標 12「つくる責任 つかう責任」や長野県らしさを意識して、循環型社会を目指すものとなりました。
続いて左上の「第 1 章 総論」ですが、中間報告の際にもご説明したとおり、この計画は、食品ロス削減推進計画、ごみ処理広域化・集約化計画を包含し、廃棄物の減量等に一体的に取り組むこととしました。
計画期間は令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間です。
3 つの重点方針として、リデュース、リユース、リサイクルに、代替素材への転換を意味するリプレイスを加えた 4 R の推進、災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など

の課題に対しパートナーシップで解決、地球規模の課題である脱炭素社会実現へ廃棄物分野から取り組むことを掲げております。

「第2章 廃棄物の現状と目標」はご覧のとおりです。一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は令和7年度に790グラムを目指すこととしました。

「第3章 各主体の協働と役割」では、各主体の役割を明確化しました。

「第4章 4R等の推進」では、4Rのほか、環境教育等の推進、食品ロス削減の推進に取り組むことを記載しました。

「第5章 廃棄物の適正処理の推進」では、処理困難物や災害廃棄物などの適正処理の確保、不法投棄等の防止について記載しました。

「第6章 循環型社会形成のための長期的取組」では、ごみ処理広域化・集約化計画、公共関与による施設整備の方針を定めたほか、地域循環共生圏の構築や2050ゼロカーボンに向けて、この第5期計画が足掛かりとなるようその内容を盛り込みました。

説明は以上です。

伊東資源循環推進課長

私からはパブリックコメント等への対応についてご説明申し上げます。

資料1-1の3ページをご覧ください。

昨年11月の本審議会の中間報告時に頂いたご意見への対応です。

宮原委員からは、「プラスチック製の容器包装だけでなく、プラスチック製品をリサイクルルートに乗せるための取組を掲載してはいかがか」、また「排出者責任の観点を入れてほしい」などのご意見をいただきました。

容器包装リサイクル法ルート以外のプラスチック製品についても、現在県が展開しております「信州プラスチックスマート運動」の中で、引き続き適正な分別回収を呼び掛けてまいりますが、今国会に提出されました「プラスチック資源循環促進法案」が成立された場合は、法律の内容を踏まえ、市町村とも連携して県民や事業者の皆様に対し、より実効性のある呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

また、排出者責任の観点につきましては第3章第2節に事業者の役割として記載をしておりますが、後ほどご説明申し上げる今後作成予定の広報版等を通じて、わかりやすい啓発に努めてまいります。

手塚委員からは、「エシカル消費の周知を」、また「未利用食品の提供という食品ロスの観点を入れてほしい」とのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、広報版で分かりやすく記載し、周知に

努めてまいります。

福江委員からは、「県民がリプレースを実践するときに、エシカル消費と関連付けられる表現を考えてほしい」とのご意見をいただきました。こちらは、リプレースの掲載箇所に長野県版エシカル消費を記載しました。

打越委員からは、「ごみ出しを楽にする発想からの呼びかけ」、「大手食品メーカーとの連携」についてご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、呼び掛けについては、広報版などによりわかりやすい広報に努めてまいります。また、大手食品メーカーとの連携につきましても、今後計画の実行段階で詳細について検討してまいります。

続いて、小林委員からは、「経済的なインセンティブを使った取組の充実を」とのご意見をいただきました。

現在、県では建設部等公共事業を所管する部局と連携して産業廃棄物3R実践協定の締結事業者に対する入札上のインセンティブ付与や、信州リサイクル認定製品の県公共事業での利用促進を行っております。

直接経済的な支援というものは難しいと考えておりますが、引き続き現行の制度を事業者にも周知し活用の促進を図っていくほか、特に顕著な活動をされている事業者に対しては、知事表彰を行うなどして、事業者の取組を後押ししてまいります。

また、産業労働部においては環境分野における技術開発支援や低利融資を行っているほか、農政部では生分解性マルチの普及に向けた実証実験を進めておりますので、これらの部局とも連携して事業者支援に取り組んで参ります。

続いて4ページをご覧ください。

太田委員からは、「食べ残しを減らそう協力店登録のメリット」、また「登録店を増やす取組」についてのご意見をいただきました。

これについては、現在、登録店をごみ減量ポータルサイトや広報でPRしておりますが、協力店にとって登録のメリットが実感できないというご指摘を踏まえ、登録店が食品ロス削減に大きく貢献しているといった点を強調するなど、より一層のPRに務めていくほか、登録店拡大については、効果的な募集方法などについて、今後計画の実行段階で詳細に検討してまいります。

最後に、梅崎会長からは、「事業者向けのごみ抑制のメッセージが必要」、また「総量の目標なのでそれぞれの事業者の目標が立てにくい」とのご意見をいただきました。

ごみ抑制のメッセージについては計画本文に掲載しておりますが、広報版等において、分かりやすい広報に努めてまいります。また、事業者向け講習会やメルマガ等の機会を捉え、目標としている発生抑制の呼び掛けを行ってまいります。

次に5ページ、パブリックコメントとその対応についてでございます。

主なものとしたしまして、①「県内すべての市町村で生ごみのリサイクルが進むよう、県が市町村の指導や支援をしてください」とのご意見をいただきました。

生ごみの分別方法は市町村毎に異なりますが、いただいたご意見を踏まえ、生ごみの堆肥化・減量化が更に進むよう、県下10地域のチャレンジ800実行チームにおける地域循環圏構築の取組を進めるほか、国の循環型社会形成推進交付金の活用など、市町村に対して助言を行ってまいります。

また、②ではプラスチック関係、6ページの③では不法投棄防止や環境教育、④⑤では食品ロス削減、⑥ではエシカル消費についてご意見をいただきました。

7ページの⑦では、「計画では3Rにリプレースを加えた4Rと記載しているが、国のプラスチック資源循環戦略で記載されているRenewableと統一した表現を望む」とのご意見をいただきました。

国のプラスチック資源循環戦略では再生可能な資源への代替としてRenewableを推進していくとありますが、この趣旨は昨年10月に制定された長野県脱炭素社会づくり条例で定めるリプレースと同様の趣旨であり、目指していく方向性は同じと考えております。

県では、条例が制定されたことから、リプレースを用いることとしましたが、Renewableと同様の趣旨であることを計画中にも記載し、混乱を招くことのないように進めてまいりたいと思います。

次に8ページ、市町村意見とその対応についてでございます。

23件と多くのご意見をいただいたところですが、特に①③⑥⑨⑩⑪など、食品ロスに関するご意見を多くいただきました。

また、11ページの⑩にもありますとおり、「そもそも県の計画に市町村が取り組むべき事項として記載するのが適切なのか、全て精査したうえで計画に記載していただきたい」とのご意見も寄せられたことから、市町村が主体となる事項を記載した箇所の一部について、「県は市町村が〇〇に取り組みやすいように技術的支援を行う」というように、県が市町村の取組を支援する形での表現に改めました。

さらに、全体を通じて細かい箇所についてもご指摘いただきましたので、必要に応じ修正を行いました。

いただきましたご意見への対応状況につきましては以上でございます。

資料1-3はこれまでご説明してきたご意見を踏まえ、専門委員会でとりまとめたいただいた答申案となります。先ほど高木委員

長から資料 1-2 により概要をご説明いただきましたので、時間の都合上、本資料の説明については割愛させていただきます。

最後に、資料 1-4 をご覧ください。

前回の中間報告で、それぞれの役割のたたき台としてお示したものを、更に県民・事業者向け広報版の案として更新したものです。

表面には廃棄物の現状と目標、1人1日当たりのごみの量、目指す姿、3つの重点方針を記載し、裏面には県民・事業者の皆さんに具体的にどのような取組を行っていただきたいのか、なるべく分かりやすい表現を用いて作成いたしました。

この広報案につきましては、12日に開催した第5回廃棄物専門委員会において、専門委員の方から「具体的な取組となる第4章以降について、県民、事業者、行政がそれぞれ何に取り組んでいくかを分かりやすく記載すべき」とのご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ、現在、ページ数を4ページ程度にして第4章以降について、それぞれの主体が何に取り組んでいくかを記載すべく、内容を検討しております。

本日、審議会の委員のみなさまからもご意見をいただき、より県民・事業者の皆さんに分かりやすい広報版となるよう、バージョンアップしていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

宮原委員

先ほどお昼のテレビニュースを見ておりました、小泉環境大臣からサーキュラーエコノミーという説明の中で、真っ先にプラスチックごみの回収、リサイクルを進めるという発言がありました。それに押されるような形で、今回ご回答いただいた内容と少し重なるのですが、実は私が住んでいる東御市では、プラスチック製品のごみを全て資源物として回収しています。一つ目が「容器包装」で一週間に一回、それから二つ目が資源として回収しサーマルリサイクルされているのですが「汚れの落ちない容器包装」で月に一回、そして三つ目が前回審議会でも説明しましたようにプラスチック製品で月に一回回収しています。今申し上げている、プラスチックのない製品として使ったプラスチックの桶ですとか歯ブラシ、こういった物も月に一回資源ごみということで、全てのプラスチックごみを東御市では20年前から資源として集めておりました、今ご説明ありましたように法律が制定され進んでいくようになると思うのですが、私は長野県にどこよりも早くプラスチック製品ごみの回収リサイクルに取り組んでいただきたい。ごみの排出

量の1人1日当たりの少なさ日本一というところからも、ぜひ一日も早くプラスチック製品が資源として回収、リサイクルされていくことを望みます。

それから、もう一つ、いただいた資料の中で小型家電のリサイクルということに関して、家電リサイクル法に則って私たちが処理費用を払って排出した冷蔵庫、エアコン、テレビ、こういった物をリサイクルしている栃木県の工場を2年前に見学したことがありました。私はこういった物をリサイクルすることは絶対赤字だろうなと思って質問したのですが、ところがどっこいと言いますか、株式会社関東エコリサイクルというところでしたが、儲けを出してはいけないのだけれども、十分採算がとれるということでした。なぜ採算がとれるかという、分解する中で金属類は売ることができる、買ってくれる人たちがいるということで、金属類の売却が会社の増益につながっているというような話を聞きまして、県内においてもぜひ小型家電製品をリサイクルしてくれるような会社、工場、こういったものを誘致して、そこで地域経済も潤うというような、そういった誘致に取り組んでいただきたい。今回の環境審議会の内容とは少し離れるかもしれませんが。以上2点です。

伊東資源循環推進課長

一つ目のプラスチックの回収につきましては、特に家庭ごみの関係につきましては、一般廃棄物ということで市町村が主体となって回収を行っていくわけですが、私どもの様々な情報を市町村にもしっかりと提供しながら、先ほどの説明の中でも地域振興局毎に県と市町村とでいわゆる廃棄物に対する様々な課題を解決するために検討していくチャレンジ 800 実行チームという言葉が出てきましたが、こういったことについても課題として取り上げていければと考えています。誘致の関係につきましては、大変貴重なご意見いただきましたので、また、機会を捉えて関係部局に話をしていければと考えております。以上です。

宮原委員

ありがとうございました。

宮下委員

きめ細かに全体まとめていただいてありがとうございました。各主体の役割のところでは県民の役割としまして、しっかりエシカル消費を書き添えていただきまして、不要なものを断る、以下、ごみの減量についても非常に役に立つところだと思います。また、広報案についても、エシカル消費の関係をしっかり書き添えていただいておりますので、資料の2-1の概要版で、各主体の協働と役割ということでございますけれども、ここの県民の役割としまして、行動の大切さ等ある中で、リプレイスの部分だけではなく、ここにもエシカル消費というのは非常に重要な位置を占めると思います。

伊東資源循環推進課長	<p>ので、この県民の役割の一行の最後にでもエシカル消費と入れておいていただくのがいいかと思いますので、その辺のご検討をお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>いただいたご意見を踏まえてまた検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。</p>
宮下委員	<p>お願いします。</p>
打越委員	<p>二点あります。まず一点目は、前回の第4期の計画の構成と比較したところですが、前回第4期の計画ですと、第3章各主体の協働と役割のところにも第3節県民総参加によるごみ減量化という節があったと思います。チャレンジ800とかレジ袋のスクラムとか色々書いてあって、また県の環境部の職員がこんな取組をしていますということで、ごみを減らす取組チェック、私たちはこれを職場でお互いに職員同士でチェックしてごみを減らす努力をしていますというチェックシートが入っていたりして、この第3章が第4期の時はページ数も多いですけれども、今回の第5期を見ますと、第5期の構成のところにも目次のページ番号が入っていないので、探すのが少し大変ではあるのですが、今回の第5期ですと、45ページが第3章になっています。45ページが第3章で45、46、47の3ページしか各主体、我々はあの人はあの組織は何をやるというのがなくて、第4期の方がずっと分厚かったし、具体的にみんなでやろうという意気込を感じる内容になっていたのか、この第4期の第3節のようなものはなぜ無くしてしまったのか、またほかのところにも分散して入れたのかお聞きしたいのが一点目になります。</p> <p>二点目は、計画書の最後に付いていたピンク色の、アルクマが映っているごみ増やしま宣言チェックシート、このチェックシートみたいな物が前回の計画ですと第3章の第3節に入っていたわけですけれども、前回あったようなチェックシートをこういう形にして独立させているのか、このごみ増やしま宣言チェックシートの経緯なども、また、どのように活用していくおつもりなのかということも含めてお聞きしたいと思います。そのごみ増やしま宣言チェックシートの中の左側の上から2番目、包装の少ない商品を選びましょうの前にごみ出しが楽になる商品と書いてくださっていて、これ前回、私もごみ出しは楽な方が良くとお伝えして、第4期の時には過剰包装は断りましょうという硬い書きぶりだったのですけれども、今回、チェックシートに自分の発言が活かされたのであれば嬉しいなとは思いますが、いずれにせよ第4期と比較して少し無くなった箇所をなぜ削ったのかということと、チェックシートがなぜ入りどう活用していく予定なのかをお聞きした</p>

伊東資源循環推進課長	<p>いと思います。以上です。</p> <p>一点目でございますが、第4期計画の役割の部分で、「第3節 県民総参加によるごみ減量化」という項目があったが、今回の第5期の計画ではこれが無くなっているという経過でございます。私ども章立てとしては、今回特に独立はさせておりませんが、中を細かく見ていくとそれぞれのところに特に第4章以降に、行政、県民、それから事業者が取り組むべきことが散りばめてあります。これを一つにまとめるということもあったのかもしれませんが、全体のページ数とボリューム感を考えて今回そういう形にしましたが、やはり計画全文を県民一人ひとりが全てご理解いただけるのはなかなか難しいだろうと、計画策定作業をしていく中で話もございまして、先ほどもご説明した資料1-4、これもまだ先ほど説明した中で、ページ数を増やしていきたいということ、4ページ位にはしたいということをお願いしたのですが、やはりそれぞれの主体が何に取り組んでいくのか、どういったことにしっかりと力を入れていくべきなのかということをより分かり易く表現したものを作って、県民、事業者に伝えていこうと考えているところです。実際に二つ目の質問等も絡んでくると思うのですが、こうした検討の結果から広報案といいますか、これまでは概要版ということでコンパクトにしていたのですが、そういうものよりも、先ほど申しました県民、事業者に分かりやすく計画で何に取り組んでいただきたいかということで、この広報版というものと作っていかうと思っており、こういったものを広く県民、事業者にお配りをして、特に裏面のチェックシートが何をやるかというのが理解されやすいのではないかと考えてございまして、このような形でお示しをしていきたいと思っております。こういった印刷物の他にも私ども信州ごみげんねっとのサイト等もあり、こういったホームページ等や SNS の情報発信等もしておりますので、様々な機会を捉えて広報に務めてまいりたいと考えております。</p>
打越委員	<p>チェックシートは非常にいいと思うのですね。信州環境フェア、去年はコロナで開催できませんでしたけれども、信州環境フェアでは、25項目のチェックシートを参加者に書いてもらうという仕組みがあると思うのですね。そうすることで、アンケートを取っているように見えて実は自覚を促させる政策でそれをやりましょうと提案したのが数年前。この審議会などで提案させていただいて実際取り入れていただきましたので、このチェックシートの形で実は誘導しているというすごく巧みな手法だと思いますので、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。</p>

大和田委員	<p>今チェックシートを拝見していてエシカル消費とはというところがあるのですね。欄外に書いてある、エシカル消費とは、環境、人・社会、地域に配慮した消費行動のことです。長野県版エシカル消費にはこれに健康を加えています。と書かれているのですが、本文の報告書では、エシカル消費については今ざっと見たところでは見当たらなかったのですが、何ページで紹介されているのだらうと。SDGs に関しては4、5ページで触れられているのですが、エシカル消費という言葉にはなっていないくて県民へのチェックシートはおそらく本文のどこかと対応しているのではないかと、思ってその点について教えていただきたいと思いました。</p>
伊東資源循環推進課長	<p>エシカル消費の関係でございますけれども、先ほど打越委員からもご指摘があって今回目次のところにページを振って見づらくて申し訳ありませんでした。広報版にはこういったような形で解説をしておりますけれども、計画本文では46ページのところにコラムとして長野県版エシカル消費について解説を加えております。こちらで基本的なエシカル消費のことについてご理解いただければと考えております。以上です。</p>
大和田委員	<p>委員からもエシカル消費という言葉の認知に関して、県としてどうお考えなのかということにもよると思うのですが、順守しているのであればやはりこの目次の見出し、目次のところに入れるとか概要版に言葉として入れるとかされた方がいいのではないかと、思いました。</p>
伊東資源循環推進課長	<p>ありがとうございます。最終的に印刷をするときもそうなのですが、コラムは資料1-3の2枚目の裏にコラム索引という形でやっておりますが、今委員からいただいたご意見も踏まえ、広報版もまだ時間がございますので、エシカル消費についての示し方についても工夫したいと思っております。以上です。</p>
大和田委員	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>そのほかご意見等ございますでしょうか。私から一つ、松本市からのパブリックコメントに市町村と県の関わり合いという内容がありました。松本市では先進的な取組もなされていると聞いています。そのような取組を長野県が間に入って他の地域へも広げて行くなど、情報共有しながら先進的な取組がさらに広がっていくと良いと思っておりますけれどもどうですか。</p>

伊東資源循環推進課長	<p>松本市は、特に食品ロスなどについては、かなり積極的な取組をされておりますので、コラムで松本市の取組を紹介させていただいております。実際にこの計画の実行段階では、私どもやはり市町村の支援ということで、これまでもやっておりますけれども一般廃棄物の市町村職員向けのセミナーですとか研修会も開催していると考えておりますので、そうした中で市町村の一番求めていることについて事例紹介など、市町村からのニーズに応じた研修会、セミナー等の開催をしていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、審議事項イ、知事から本審議会に諮問のありました「水資源保全地域の指定について」でございます。</p> <p>本件は、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」第9条第3項の規定に基づき、県が指定を行うに当たり当審議会の意見を聴かれていますものでございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
仙波水大気環境課長	<p>私から「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定についてご説明申し上げます。</p> <p>今回諮問をお願いしますのは、南相木村の4地域でございます。まず、条例の概要についてご説明申し上げ、その後、南相木村の指定地域について説明させていただきます。</p> <p>資料2-1をご覧ください。</p> <p>この条例は、水資源の重要性に対する意識の高まりに伴い、目的不明な土地取引による水資源への影響が懸念されたことなどを契機といたしまして、本県の豊かな水資源を保全するため、平成25年3月に制定したものでございます。</p> <p>(1)に記載のとおり、知事は、水源地域のうち、その土地の所有や利用の状況等を勘案して、水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定ができるとしております。</p> <p>区域設定の考え方ですが、その下、イメージ図に記載のとおり、地表水の場合は取水地点及び集水区域の全部を指定することを基本としておりまして、今回の案件はこの考え方に従いまして区域を設定しています。</p> <p>水資源保全地域の指定手続といたしましては、まず市町村</p>

長からの申出がございまして、その申出を受け、県が関係行政機関に協議を行った上で、環境審議会での審議をお願いし、答申をいただいております。

その際、取水地点及び集水区域が明確な場合は、専門委員会における審議を省略し、本審議会での審議の上、答申をいただいているところでございます。

その後、指定地域の公告・縦覧を行い、利害関係人等からの意見提出期間を設け、地域指定の告示をもって指定となります。

2ページをご覧ください。

次に、水資源保全地域に指定された後の、土地取引の事前届出などの手続についてご説明いたします。

なかほどにイメージ図がありますがけれども、水資源保全地域内で土地取引をする場合、①のとおり、土地所有者はその3か月前までに県に届け出ることが義務付けられます。

県はこの届出を受けて、②の関係市町村への意見聴取を行うとともに、③のところに記載がありますとおり県ホームページで届出概要を公表し、一般の方も確認できるようにします。

この①～③の手続は必ず行う手続になりますが、その利用目的等から水資源を保全するために必要と考えられる場合には、④以下に記載のとおり、助言、報告徴取や立入調査を実施し、さらには勧告、公表までできることとなっております。

3ページをご覧ください。これまでの水資源保全地域の指定状況でございますが、現在、5市町村の15地区19水源が指定されております。直近では、佐久市香坂の東地水源を昨年3月の本審議会でご審議いただき、翌4月に指定しております。条例の説明は以上となります。

次に、今回の諮問させていただく水資源保全地域について、ご説明申し上げます。

資料2-2をお願いいたします。

1の基本情報に記載のとおり、南相木村の栗生、立原、鳥の向、三川の4地域につきまして、昨年11月18日に南相木村長から指定の申出がございました。

2の指定申出の理由に記載のとおり、これらは地域の貴重な水源であり、水資源の保全を適正に図っていくため、指定の申出があったものでございます。

区域設定の考え方としては、取水地点の集水区域について、村有地を除き設定しております。これについては、次ページの地形図をご覧ください。

青線で囲まれたところが集水区域、それから赤で塗っておりま

す部分が今回指定する区域となります。

今回指定を行う4地域につきましては、山に降った雨や雪が湧水として地表に出てきているものと考えられるため、通常であれば青線で囲った集水区域全体を指定することとなります。しかし、赤く塗った部分以外は南相木村の村有地となっており、村有地であれば、この条例により把握したい目的不明な土地取引が行われる可能性はありませんので、村有地を除いた部分を指定区域と設定しているものでございます。

資料2-2の1ページに戻りまして、3の指定区域の概要に記載のとおり、指定面積としましては、それぞれ、39.25ha、5.90ha、8.42ha、15.34haとなっております。土地利用の状況としては、山林が主となっております。

4の水源の概要ですけれども、1日当たりの計画給水量は、栗生水源と立原水源が68.8m³、鳥の向水源が11.9m³、三川第2水源が498.7m³となっております。この計画給水量は、その水源における湧いている水の量ではなく、給水人口として記載している住民に給水するために必要な最大量を記載しておりますので、指定面積と給水量は必ずしも比例はしていない状況でございます。

5に記載のとおり、昨年11月12日に現地調査を行い、水源や現地の状況を確認しております。

3ページ以降につきましては、航空写真、地質図、植生図、土地利用状況概況図、降雨量、雨量計位置図、さらには、昨年現地調査を行った際の現地の写真を添付しております。それから、資料2-3としまして、指定区域地番一覧表を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

説明は以上となりますが、本件は、取水地点及び集水区域が明確であり、村有地を除きその集水区域の全部を指定するものでございますので、昨年指定した佐久市香坂もそうですが、これまでと同様に、専門委員会における審議を省略し、本日の審議をもって答申をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

大和田委員

指定手続に関する質問になりますけれども、手続は市町村長の申出からはじまるように書かれていますが、県はあらかじめ県内の水源地域の調査をなされていて、重要と思われる地域を市町村が申請できるよう働きかけるといったプロセスを取っているのかどうか。それから、水源地域については、針葉樹林より広葉樹林の方が良いと思いますが、そういった森

仙波水大気 環境課長	林保全についての考え方、制度との関係はどうなっているのでしょうか。
打越委員	<p>一点目の指定に向けた市町村への働きかけについてのご質問ですけれども、この条例を制定した際、県内の水源を調査しております。また、その内、既に市町村有地であるとか、市町村条例により保全が図られているとか、そういった形で、条例で保全が必要な水源なのかどうかも含めて、毎年、市町村に対し照会しております。</p> <p>それから、水源保全に関する他の制度との関わりですけれども、森林法に基づく保安林のなかには水源保全を目的としたものもあるところですが、それとは別に、一般的に水源保全を図る上には、森林整備も非常に重要ですので、林務部とも連携しながら取り組んでいるところでございます。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>水源の周りの土地は私有地であるのか、企業の土地であるのか。また、土地が売られそうであるとか、何かトラブルがありそうだとか、そういった気配を察知して南相木村は申出を行ったのでしょうか。</p> <p>それから、土地所有者は指定申出を行うことを理解してくれているのでしょうか。</p>
打越委員	<p>所有者につきましては、地権者数 41 名になりますけれども、全て個人でございます。指定に際しましては、所有者に対して南相木村から説明をさせていただいて、反対意見などは寄せられていない状況でございます。具体的に、土地を売買するとか特別な状況があるということではございませんけれども、南相木村としては、当該制度を利用して重要な水源を保全していきたいということでございます。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>この後、公告・縦覧の手続に入りますけれども、南相木村としては、地域の水源をどのように保全していくかなどを話し合われた上で申請されているということですね。</p>
梅崎会長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、幹事からの説明にありましたように、令和元年度、諮問即答申が行われた佐久市と同様、当審議会が答申した</p>

基本指針どおりに指定する事案でありますので、この審議会において、南相木村長の申出のとおり指定することが適当である旨答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に報告事項の「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」でございます。

本件は、環境基本法第43条の規定に基づき、令和元年度の当審議会にて意見を求められ、地域類型指定の方針について同意の答申を行ったもので、具体的な指定の状況の報告をしていただくものです。

それでは、幹事から説明をお願いします。

仙波水大気
環境課長

引き続き水大気環境課から説明させていただきます。

資料3、「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」をご覧ください。

現在建設が進められているリニア中央新幹線について、県では沿線地域における生活環境の保全を図るため、新幹線の走行により発生する騒音に係る環境基準の地域類型指定の手続を進めてまいりました。

1の経過に記載のとおり、どの範囲にどの環境基準を当てはめるかの方針につきまして、令和元年5月に環境審議会に諮問しました。その後、「リニア中央新幹線騒音専門委員会」において、山梨県のリニア実験線や沿線地域の現地視察を交え、5回に亘る検討を行い、昨年3月に答申をいただきました。

本年度はその当てはめ方針に基づき、沿線市町村や環境省など関係機関と調整しながら具体的な地域指定の範囲の検討を行い、去る11月24日に、県報告示したところでございます。

当てはめ方針として答申をいただいた内容について、「2答申の概要」に改めて記載させていただきました。

地域類型指定の範囲については、軌道中心から両側400m、トンネル区間は出入口から200mの範囲とされましたが、これは北陸新幹線より広い範囲となっております。

環境基準の当てはめ方について、都市計画法の用途地域以外の地域については、商業系・工業系の用途地域に相当すると

判断される場合のみⅡ類型 75dB を、それ以外の地域は、静かな農村が広がる地域であり、住民の生活環境を十分に保全する必要があることから、厳しいⅠ類型 70dB の環境基準を当てはめることとされました。

また、付帯意見といたしまして「用途地域以外の地域類型指定に際し、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係市町村長等の意見に十分配慮した上で、適切に指定すること」が求められたところです。

裏面をお願いします。指定地域は3に記載のとおりであり、リニア中央新幹線が地上部を走行する区間である、飯田市、喬木村、豊丘村の沿線地域を対象としております。

都市計画法の用途地域以外の地域については、答申の付帯意見を踏まえまして、付表に記載のとおり、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉えるという観点で、住所表記単位で分割し、住居が存在する地域はⅠ類型と、厳しい方の基準に当てはめることとしました。

その結果、飯田市の近隣商業地域、準工業地域として指定されている地域ございますが、そこ以外はすべてⅠ類型としております。

具体的な指定状況につきましては、次ページ別添の地図でお示ししております。

周辺に住居が存在しない山林、原野、農用地を除き、軌道中心から両側 400m幅を指定しておりまして、塗りつぶしの部分がⅠ類型、斜線部分がⅡ類型となっております。

ご覧いただくとおり、2枚目の「飯田市2」の記載がある地図の斜線部分のⅡ類型を除き、全てⅠ類型として指定しております。

なお、この地域類型の指定につきましては、今後の土地利用等の状況の変化に応じまして、概ね5年ごとに見直しを行うこととしております。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

梅崎会長

今回は騒音についてですけれども、振動についてはどのようになっているのでしょうか。

仙波水大気
環境課長

アセスの手続のなかでは、振動も含めて幅広く検討されているところですが、環境基準については、騒音のみとなっております。指定しておりません。

梅崎会長	わかりました。以上、幹事からの報告ということでご承知願います。
金子委員	なかなかこの審議会に出席できず、ご迷惑をおかけしておりましたが、今回、WEB会議で参加することができました。ありがとうございます。長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定にあたりましては膨大な資料を取りまとめていただきましてありがとうございました。市町村の立場からも連携をして、特に長野県は上流県でもありますし、知事もゼロカーボンを宣言するなどリーダーシップをとっていただいております。協働して目標を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
梅崎会長	よろしければ、これで本日の議事を終了し議長の務めを終えさせていただきます。
司会	梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。以上で本日の審議会を閉会させていただきます。なお、次回の審議会は3月22日（月）を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でございました。